台東区議会　情報セキュリティ基本方針

令和８年 11 月１日　策定

１．目的

本基本方針は、本区議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、 本区議会が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

２．定義

（１）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（３）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（４）情報セキュリティポリシー

本基本方針をいう。

（５）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（６）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（７）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

３．対象とする脅威

この方針において対象とする主な脅威は、次に掲げるものとする。

（１） 不正アクセス及びなりすまし

（２） フィッシング詐欺等による情報の不正取得

（３） ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃

（４） 情報資産の漏えい、不正な改ざん又は消失

（５） 端末の紛失又は盗難による情報流出

（６） 地震、落雷、火災等の災害による議会活動の停止等

（７） 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（８） 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４．適用範囲

本基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

（１）実施機関の範囲

本基本方針が適用される実施機関は、台東区議会（区議会事務局を除く。）とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。ただし、議員が、議会活動の範囲外において自己の政治活動、調査活動その他議員個人の判断により行う活動において取得し、又は作成した情報資産については対象外とする。

① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５．議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、議会活動の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

６．情報セキュリティ対策

議会は、次に掲げる対策を講じるものとする。

（１）情報資産の分類及び管理

情報資産の重要性に応じた区分を行い、適切な管理を実施する。

（２）物理的対策

端末の盗難・紛失防止等、物理的な安全対策を講じる。

（３）人的対策

議員の意識向上を図るため、情報セキュリティに関し、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（４）技術的対策

コンピュータ等の管理、ウイルス対策、ソフトウェアの更新等の技術的対策を講じる。

７．情報セキュリティの自己点検等の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの自己点検等を実施する。

８．情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ自己点検等の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本基本方針を見直す。